



## 平成20年天川村消防団出初式



### 主な内容

天川村消防団出初式	2・3
天川村競争入札参加資格審査申請書提出要綱	4・5
後期高齢者医療制度	6
村の医療について	7
保健事業のお知らせ	10
所得税・住民税のお知らせ	12・13
お知らせ	14・15

No.372

1

# 「消防団の団結と使命」を誓って ～天川村消防団出初式～

新春恒例の出初式が1月8日（火）午前10時より山村開発センター大ホールにおいて挙行されました。

開会の辞のあと、国家斉唱、人員報告が行なわれ、消防関係物故者に対して黙祷を捧げました。式典では、車谷村長より「消防団員の日頃の訓練が村民の皆さんの生命・財産を守る上で重要です。消防の使命を肝に命じ、より一層精進してほしい」と述べられました。また、



奥田団長より「全分団一致団結し、一人一人が努力し『生命と財産を守る』消防基本を重視し、住民のご期待添えるよう取り組んでほしい」と訓示がありました。



続いて、優良消防団員に対して表彰や感謝状の授与があり、県議会を代表して国中議会議員、植林村議会議長、山尾中吉野広域消防組合消防長、林中吉野警察署長よりご祝辞や激励の言葉

をいただきました。

祝電・メッセージのあと受賞者代表して第2分団水口昇嗣さんより「本日の受賞を励みとして、この榮譽に恥じない消防人の使命達成に努力することを誓います。」と謝辞を述べ、主催者と来賓による視閲があり、式典を終了しました。

式典終了後、役場前の薬師橋において、各中隊による放水演習を行い、平成20年の天川村の安全を祈念し、出初式は閉会しました。

消防団員の皆さま、出初式へのご出席ご苦労さまでした。日頃の皆様方のご活躍により村民は安心して日々過ごさせて頂いております。深く感謝いたしますと共に、団員の皆様方健康に留意されまして、事故なく村民のために本年もご活躍いただきますよう念じております。



今年の天川村消防団出初式における表彰受賞者は次のとおりです。まことにめでとうございます。

#### ☆中吉野警察30年勤続感謝状

本 部 副団長 松 葉 伸 一

#### ☆中吉野警察感謝状

第1分団 部 長 深 瀬 久 良

第2分団 部 長 冢 瀬 敏 洋

第3分団 班 長 小 川 彰 信

#### ☆天川村長表彰

第2分団 班 長 中 西 功 式

第2分団 班 長 堀 井 将 寛

第3分団 団 員 上 西 勝

第1分団 団 員 立 花 直 之

第1分団 団 員 柳 谷 孝 至

第3分団 団 員 福 本 善 之

#### ☆天川村消防団長表彰

第2分団 団 員 水 口 昇 嗣

第2分団 団 員 原 靖

第1分団 団 員 大 西 浩

第3分団 団 員 堀 川 秀 博

第1分団 団 員 梶 谷 光

第3分団 団 員 上 西 源 治

(敬称略、階級順)

## 平成20年奈良県消防協会吉野支部連台出初式

1月16日(水)、下市町総合運動公園において、財団法人奈良県消防協会吉野支部連台出初式が開催されました。当村からは奥田団長以下30人の団員と消防ポンプ車1台が参加しました。式典では、奈良県知事をはじめ、吉野支部長から激励の言葉をいただき、



吉野郡内から参加した総勢500人の団員一人一人が消防団員として一致団結し、今年も大きな災害のない一年にすることを祈念しました。



今年の吉野支部連台出初式における表彰受賞者は次のとおりです。まことにめでとうございます。

#### ☆奈良県知事表彰

分 団 長 小 屋 敏 巳

副分団長 菊 谷 文 敏

#### ☆奈良県消防協会長表彰

副分団長 大 西 良 一

部 長 柿 坂 将 美

班 長 菊 谷 豊 治

#### ☆消防協会吉野支部長表彰

班 長 奥 村 宗 介

班 長 木 下 修 造

班 長 上 西 修 一 郎

団 員 銭 谷 春 樹

団 員 久 保 行 良

団 員 清 水 修 次

団 員 辰 巳 榮 之 助

団 員 片 岡 誠

(敬称略、階級順)

## 平成二十一年度

### 天川村競争入札参加資格

#### 審査申請書提出要綱

#### ●入札参加に必要な資格●

- ・建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十七条の二三第一項の規程により、国土交通大臣若しくは知事が行う経営事項審査を受けていること。
- ・建設業法第三条第一項の許可を受けて建設業を営む者。
- ・過去二年間において、地方自治法施行令一六七条の四の規程に該当しない者であること。
- ・その他法令等の規程により営業に関し免許・許可・登録・認可等を要する場合は、申請時において当該免許・許可・登録・認可等を受けていること。

#### ☆建設工事☆

当村が発注する建設工事の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出して下さい。

なお、この申請をもとに作成される名簿は、村発注する全ての建設工事の競争入札に使用されません。

#### ①受付期間

平成二十年二月一日（金）～平成二十年二月二十九日（金）

（土・日・祝祭日を除く、午前九時～正午、午後一時～午後五時まで）

後一時～午後五時まで

#### ②提出場所

〒六三八一〇三九二

奈良県吉野郡天川村沢谷六十番地

天川村役場 地域政策課

☎〇七四七―六三―〇三二一（内一五二）

#### ③提出方法

持参・郵送（二月二十九日必着）どちらでも可。

※郵送の場合は受領書返信のため、返信用の封筒

（八〇円切手を貼った物）かハガキを同封して下さい。

下さい。

#### ④有効期限

平成二十一年度

※追加受付はありません

#### ⑤申請様式

国土交通省統一様式（A四版）または、村のホームページより様式をダウンロードして下さい。

#### ⑥提出書類（必須提出書類）

※A四版ファイルに綴じて提出（ファイル色指定）

#### ピンク色

①一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

②営業所一覧表

③委任状（支店等に権限を委任する場合に限る）

④経営審査事項結果通知書（写し）

※審査基準日が平成一八年十月一日から平成十九年九月三十日までのものとする。ただし、提出日に間に合わない場合は、提出日の一年七ヶ月以内の物を提出し、通知書が来た時点で追加提出すること。

⑤使用印鑑届け（原本）

⑥印鑑証明書（写し）

⑦商業登記簿謄本（法人の場合のみ：写し）

⑧建設業許可証明書（写し）

⑨工事経歴書（経営事項審査申請時の書類：写し）

⑩納税証明書（直前年度決算分：写し）

《法人の場合》

・法人税

・消費税及び地方消費税

・都道府県税に滞納がない証明

・法人市民税に滞納がない証明

・役員の滞納がない証明

《個人の場合》

・所得税

・消費税及び地方消費税

・都道府県税に滞納がない証明

・市町村民税に滞納がない証明

#### ☆測量・建設コンサルタント等☆

当村が発注する測量・建設コンサルタント等の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出して下さい。

なお、この申請をもとに作成される名簿は、村発注する全ての測量・建設コンサルタント等の競争入札に使用されません。

#### ①受付期間

平成二十年二月一日（金）～平成二十年二月二十九日（金）

（土・日・祝祭日を除く、午前九時～正午、午後一時～午後五時まで）

## ② 提出場所

〒六三八―〇三九二

奈良県吉野郡天川村沢谷六十番地

天川村役場 地域政策課

☎〇七四七―六三一―〇三二二（内一五二）

## ③ 提出方法

持参・郵送（二月二十九日必着）どちらでも可。

※郵送の場合は受領書返信のため、返信用の封筒

（八〇円切手を貼った物）かハガキを同封して

下さい。

## ④ 有効期限

平成二十・二十一年度

※追加受付はありません

## ⑤ 申請様式

国土交通省統一様式（A四版）または、村のホ

ームページより様式をダウンロードして下さい。

## ⑥ 提出書類（必須提出書類）

※A四版ファイルに綴じて提出（**ファイル色指定**

**青色**）

① 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

② 営業所一覧表

③ 委任状（支店等に権限を委任する場合に限る）

④ 使用印鑑届け（原本）

⑤ 印鑑証明書（写し）

⑥ 商業登記簿謄本（法人の場合のみ…写し）

⑦ 登録証明書等（写し）

⑧ 測量等実績調査（写し）

⑨ 納税証明書（直前年度決算分…写し）

《法人の場合》

・法人税

・消費税及び地方消費税

・都道府県税に滞納がない証明

・法人市民税に滞納がない証明

《個人の場合》

・所得税

・消費税及び地方消費税

・都道府県税に滞納がない証明

・市町村民税に滞納がない証明

## ☆ 物 品 製 造 等 ☆

当村が発注する物品製造等の競争入札に参加しようとする者は、次のとおり関係書類を提出して下さい。

なお、この申請をもとに作成される名簿は、村発注する全ての物品製造等の競争入札に使用されます。

## ① 受付期間

平成二十年二月一日（金）～平成二十年二月二十九日（金）

（土・日・祝祭日を除く、午前九時～正午、午後一時～午後五時まで）

## ② 提出場所

〒六三八―〇三九二

奈良県吉野郡天川村沢谷六十番地

天川村役場 地域政策課

☎〇七四七―六三一―〇三二二（内一五二）

## ③ 提出方法

持参・郵送（二月二十九日必着）どちらでも可。

※郵送の場合は受領書返信のため、返信用の封筒（八〇円切手を貼った物）かハガキを同封して

下さい。

## ④ 有効期限

平成二十・二十一年度

※追加受付はありません

## ⑤ 申請様式

国土交通省統一様式（A四版）または、村のホームページより様式をダウンロードして下さい。

## ⑥ 提出書類（必須提出書類）

※A四版ファイルに綴じて提出（**ファイル色指定**

**黄色**）

① 一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書

② 営業所一覧表

③ 委任状（支店等に権限を委任する場合に限る）

④ 使用印鑑届け（原本）

⑤ 印鑑証明書（写し）

⑥ 商業登記簿謄本（法人の場合のみ…写し）

⑦ 納税証明書（直前年度決算分…写し）

《法人の場合》

・法人税

・消費税及び地方消費税

・都道府県税に滞納がない証明

・法人市民税に滞納がない証明

《個人の場合》

・所得税

・消費税及び地方消費税

・都道府県税に滞納がない証明

・市町村民税に滞納がない証明

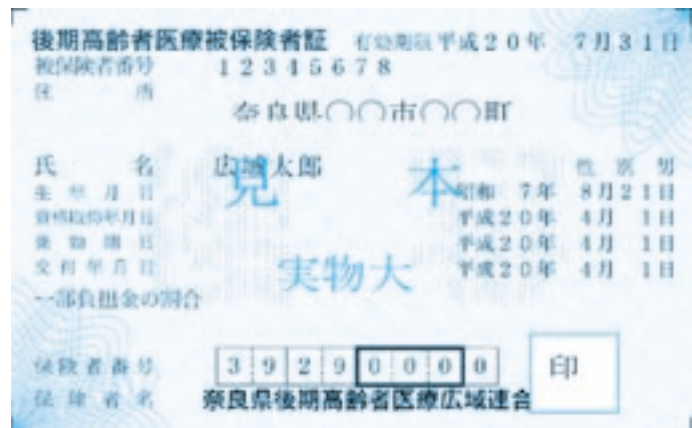
## 平成20年4月からの後期高齢者医療制度 75歳以上の方の被保険者証が新しくなります。

平成20年4月から、75歳以上の高齢者を対象とした新しい独立した医療保険制度「後期高齢者医療制度」が始まります。

新制度の開始に伴い、対象の方には新しい被保険者証を、お一人に一枚交付します。

### 被保険者証の様式

新しい被保険者証は、縦54mm、横86mmの紙製で、裏面にラミネート（透明の保護フィルム）加工がされています。色は白地に紫色の模様が入っています。



### 新制度の対象者

75歳以上の方全員が対象となります。（一定の障害のある方は65歳以上）

現在加入している国保や社保などの健康保険を脱退し、「後期高齢者医療制度」に加入します。

### 医療機関にかかるとき

4月1日以降は必ずこの被保険者証を提示してください。（これまでは被保険者証と医療受給者証を提示していましたが、4月1日からはこの被保険者証だけを提示します。）

被保険者証に一部負担金の割合（1割または3割）が記載されています。

### 被保険者証の交付方法・時期

現在、老人保健医療受給者証をお持ちの方については、新しい被保険者証を3月の下旬ごろに交付します。（3月中に被保険者証が届かない場合は、役場住民課医療係へ連絡してください。）

3月に交付する被保険者証の有効期限は、すべての方が平成20年7月31日となっています。（7月下旬に次の被保険者証を交付します。）

平成20年4月以降に75歳になられる方については、75歳になられる誕生日までに、被保険者証を送付します。

☎52-7655

## 廃棄物の野焼きは法で禁止されています！

「野焼き（野外焼却）」は廃棄物の処理および清掃に関する法律で一定の例外を除いて禁止されています。ごみを燃やすと悪臭や煙による近隣住民とのトラブルだけでなく、ダイオキシン類などの有害物質を発生させ、人の健康への影響が心配されています。

家庭で出るごみは、分別し、ごみ収集に出すようにして下さい。

地域の環境は、ルールを守るあなたの一歩から始まります。地域ぐるみで環境を守りましょう。

### 一定の例外

例外として次の1～5については、生活環境に支障のない範囲で必要最低限の焼却が認められています。その場合でも、発生する煙、灰、臭い等が他人の迷惑にならない配慮が必要です。

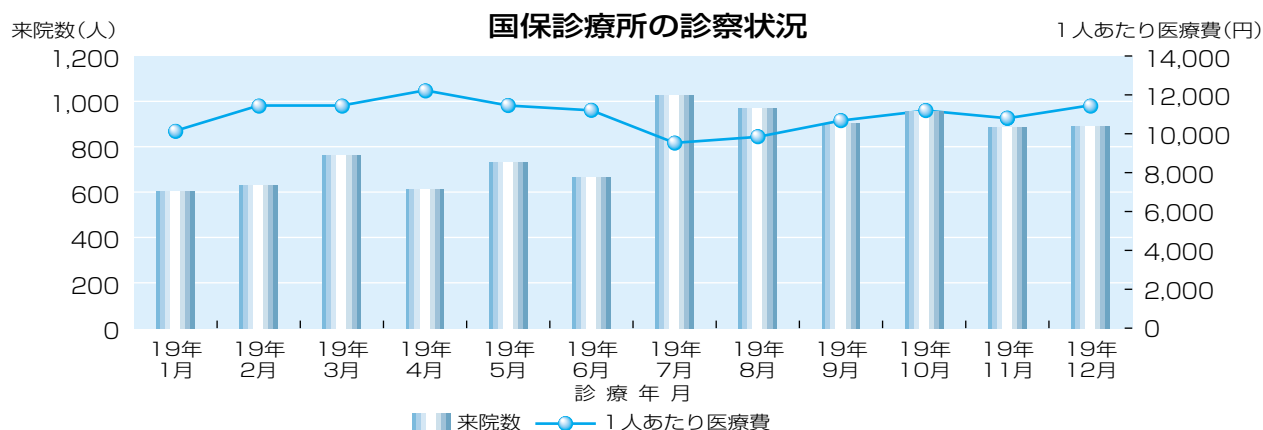
1. 国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
2. 震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
3. 風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
4. 農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
5. たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの

お問合せ 住民課 ☎63-0321

# ◎村の医療について



## ■国保診療所の受診状況

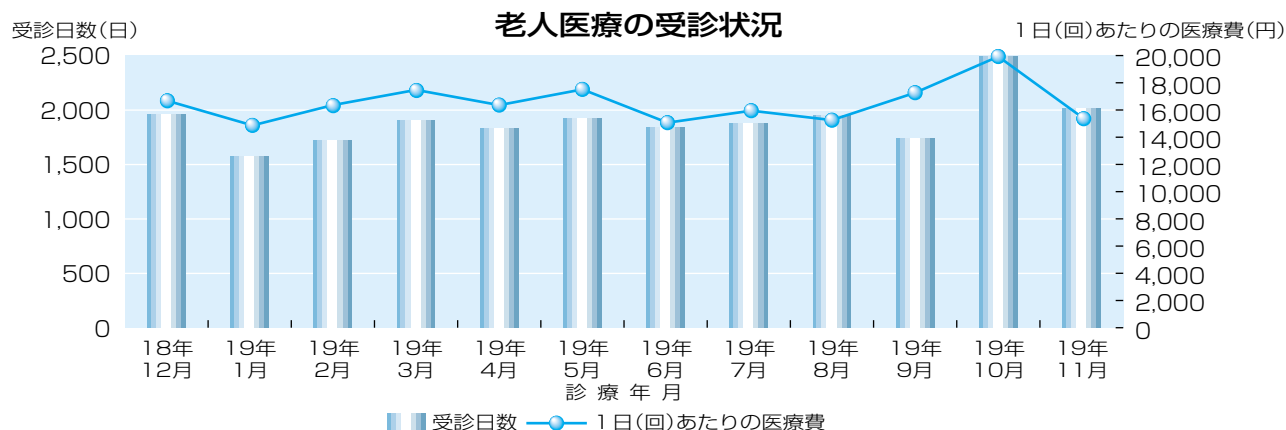
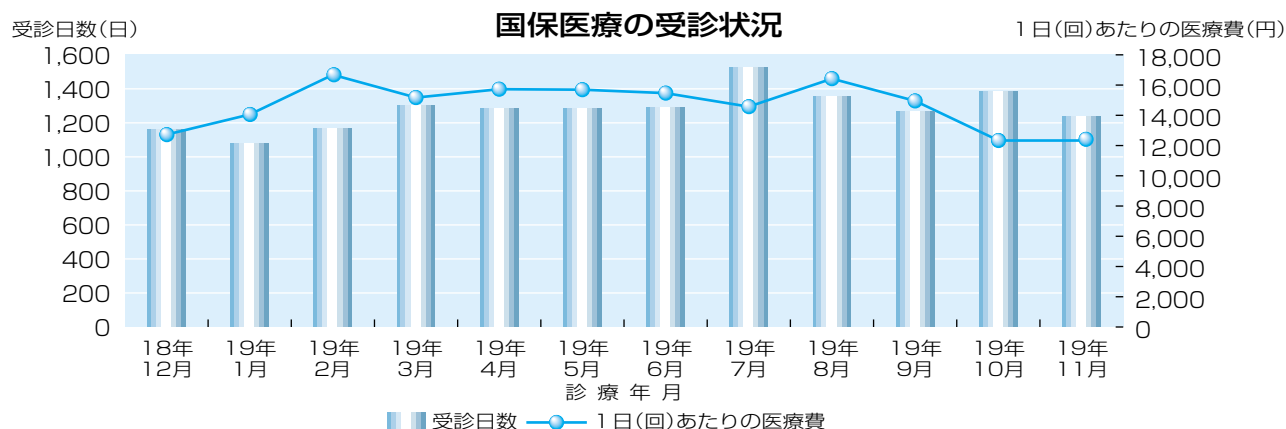


※ 診療所への通院には、スクールバスによる送迎が行われていますが、冬季のバス内は機密性が高く、インフルエンザ等に感染する可能性があります。

診療所へお越しの際は、バス内及び診療所待合室では、予防の為に必ずマスクの着用をお願いします。

帰宅後の手洗い、うがいは必ず行って下さい。

## ■国保(75歳未満)・老人医療(75歳以上)の全ての医療機関における受診状況



※ 国保・老健の医療費は入院により大きく影響を受けます。各種保健事業、検診に積極的に参加し、疾病の予防に心がけ、医師の指示をよく聞き健康維持に努めてください。

# ・ごみ収集 2月の予定表



日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30)		
16	土	閉館		日	
17	日	閉館		日	
18	月	診察	診察		燃焼
19	火	診察	往診・検査日		資源1
20	水	診察	診察		粗大
21	木	休診	診察(西尾医師)		資源2
22	金	診察	診察		燃焼
23	土	閉館		日	
24	日	閉館		日	
25	月	診察	診察		燃焼
26	火	診察	往診・検査日		資源1
27	水	診察	診察		粗大
28	木	休診	休診	うさちゃんくらぶ10:30~	不燃
29	金	診察	診察		燃焼

見える所に貼り、ご活用下さい。





# 国保診療所・ほほえみポート天川

日	曜日	国保診療所		ほほえみポート天川 保健事業	ごみ収集
		午前 (受付 午前8:30 ~11:00)	午後 (受付 午後1:30 ~3:30)		
1	金	診察	診察		燃焼
2	土	閉館日			
3	日	閉館日			
4	月	診察	診察		燃焼
5	火	診察	往診・検査日		資源1
6	水	診察	診察		粗大
7	木	休診	休診	すこやか健診 予防接種	資源2
8	金	診察	診察		燃焼
9	土	閉館日			
10	日	閉館日			
11	月	閉館日(建国記念の日)			
12	火	診察	往診・検査日		燃焼
13	水	診察	診察		粗大
14	木	休診	診察(西尾医師)	うさちゃんくらぶ10:30~	不燃
15	金	診察	診察		燃焼

\*医師が不在の時は、投薬できませんので、薬の切れる方は、早めに受診して下さい。

## 向き合おう 自分の体 自分の生活

### 生活習慣病予防週間 2月1日～2月7日

つつい運動不足になりがちな寒さの厳しい2月。お正月に食べ過ぎてしまった人も、寒くて体を動かす機会が少なくなっている人も、この週間に自分自身の生活習慣をみなおしてみたいか？定期的に体を動かす習慣づけ、正しい食生活、禁煙、定期的な健康診査の受診などなど・・・健康のために、今できることから始めてみませんか。



近年、テレビなどでも取り上げられている「メタボリックシンドローム」。これは内臓脂肪症候群という意味です。内臓脂肪は高血圧や糖尿病など生活習慣病と重なることで、心筋梗塞や脳卒中などの危険性は倍増してしまいます。内臓脂肪は、食事と運動のバランスが悪くなるのが大きな原因です。つまり、ひとりひとりの生活習慣が一番大切なのです。

しかし、逆に内臓脂肪を減らし、高血圧や糖尿病・脂質異常を改善することで予防することができます。未来の健康は、自分で作ることができるのです。医学が進歩し、様々な病気が治せるようになりましたが、健康を守ることは、私たちひとりひとりの生活でしかできません。

病気になる前にきちんと予防することは、元気な自分のままで過ごすことです。そのための努力が、今一人一人に求められています。

## マタニティマークをご存知ですか？



マタニティマークは、妊婦さんと赤ちゃんに優しい環境づくりをすすめていくためのマークです。

命を育てている妊婦さんと、産まれてくる新しい命のために、私たちができることは何でしょう。優しい環境で新しい命を迎えていけるよう、地域の未来のためにできること、真剣に考えてみませんか？

## はたちの献血キャンペーン～2月29日まで

科学が進歩した今でも、血液を人工的に造ることも、長期間保存することもできません。あなたの生きる力を、誰かの生きる力に変える献血について、是非ご協力下さい。特に冬場は、風邪などの体調不良が原因で献血に協力くださる方が少なくなり、血液不足が深刻になります。全国でも血液の需要は増えており、海外からの輸入に頼っている状況です。血液の安全性の問題から献血制限も厳しくなり、今後ますます深刻な問題となることが予想されています。献血は、身近なボランティアです。あなたの献血で、救える命と未来があります。



みなさまのご理解とご協力、よろしくお願いします。

検診や教室等の内容や申込み方法、その他、疑問な点やご不明な点につきましては、  
ほほえみポート天川 保健師までお問い合わせ下さい。 ☎63-9110

## 「ねんきん特別便」が届いた方へ

社会保険庁では、基礎年金番号に結びついていない約5千万件の記録について、コンピューターによる名寄せ作業を行い、皆様の基礎年金番号に結びつく可能性のある記録が出てきた方を対象に平成19年12月から平成20年3月の間に「ねんきん特別便」をお送りしています。

その他の年金受給者の方々へは、平成20年4月から5月までの間に、現役加入者の方々へは6月から10月までの間にお送りいたします。

「ねんきん特別便」がお手元に届きましたら、ご自身の年金記録に記載漏れや誤りがないかをご確認の上、次のとおり手続をお願いいたします。

### 1 加入記録に訂正がない方（年金受給者、現役加入者とも）

同封の「年金加入記録照会票」から「確認はがき」を切り取り、“訂正がない”を○で囲み提出年月日、氏名をご記入の上ご返送ください。

### 2 加入記録に訂正がある年金受給者の方

同封の「年金加入記録照会票」に必要事項を記入し、「確認はがき」を切り取らず“訂正がある”を○で囲み、年金証書、印鑑をご持参の上、お近くの社会保険事務所でお手続きください。（社会保険事務所へご来所できない方は、郵送による手続方法をご案内しますのでねんきん特別便専用ダイヤルへご連絡ください。

### 3 加入記録に訂正がある現役加入者の方

同封の「年金加入記録照会票」に必要事項を記入し、「確認はがき」を切り取らず“訂正がある”を○で囲み、「年金加入記録照会票」を同封の返信用封筒でご返送ください。

「ねんきん特別便」にかかるご質問・お問い合わせは「ねんきん特別便専用ダイヤル」0570-058-555（IP電話、PHSからは【03-6700-1144】）へお電話ください。

※オンラインの稼働時間によっては、ご照会の回答を翌日以降にさせていただくことがありますので、ご了承ください。

詳しくは社会保険庁ホームページ（<http://www.sia.go.jp/>）をご覧ください。

天川村・奈良社会保険事務局年金課

## 平成19年中の所得の確定申告及び村税申告について

平成19年分の所得税確定申告の相談及び申告の受付は、2月18日（月）から3月17日（月）までです。

吉野税務署主催の出張納税相談は、2月26日（火）に黒滝村と合同で、黒滝森物語村で行われます。開催時間は午前10時から午後3時までです。

村民税の申告書の発送は、2月上旬を予定しております。

村民税の申告書は、所得税の確定申告書が発送されていない方に送付されますが、所得がない人も、必ず申告して頂けるようお願いいたします。

申告をされないと、非課税の証明が出ないばかりではなく、福祉行政等で不利な場合があります。

※ 詳しくは、住民課税務係までお問い合わせ下さい。

平成19年から、税源移譲によって所得税・住民税が変わっています。

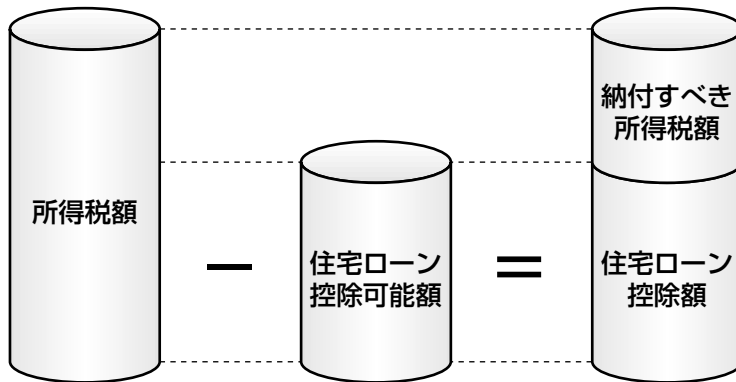
## 所得税から住宅ローン控除額を引ききれなかった方は 申告が必要です！

控除しきれなかった分は、住民税（所得割）から控除されます。

税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。

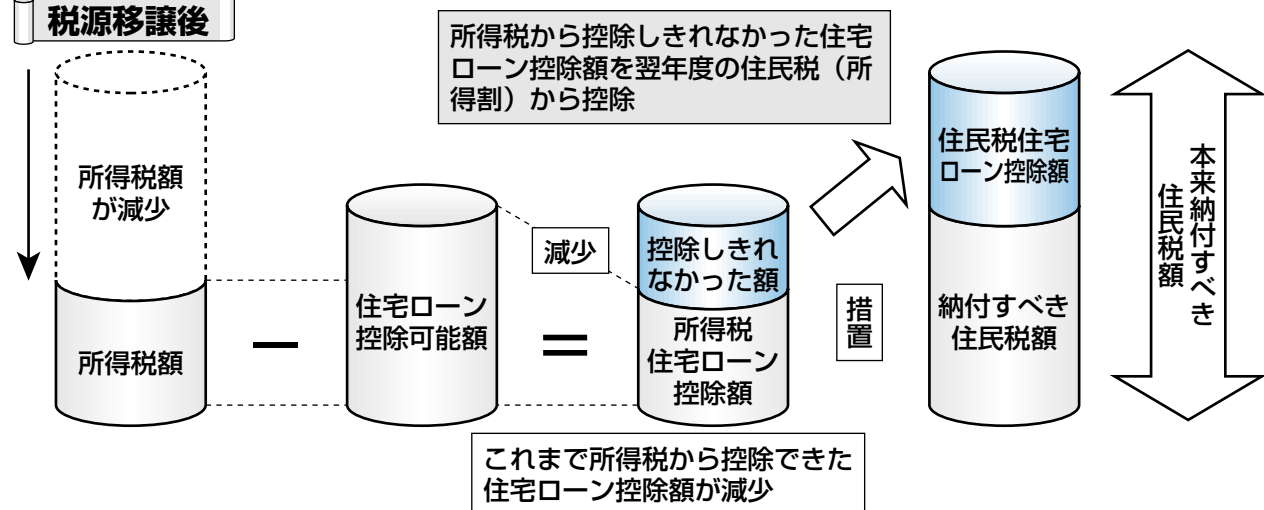
平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税（所得割）から控除できます。

### 税源移譲前



申告期限  
平成20年  
3月17日  
まで

### 税源移譲後



平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市町村へ「市町村民税 道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

住民税の住宅ローン控除の適用を受ける方	申告書の提出方法
所得税の確定申告をされない方	源泉徴収票を添付して市町村へ提出
所得税の確定申告をされる方	所得税の確定申告書とともに税務署へ提出

お問い合わせ先 住民課 (☎63-0321)

平成19年から、税源移譲によって所得税・住民税が変わっています。  
この税源移譲による税負担の調整措置が設けられており、**市町村に申告**することで、**住民税が減額**される場合があります。



## 住民税からの住宅ローン特別控除について（平成20年度分から適用）

税源移譲によって所得税額が減少することに伴い、住宅ローン控除額が所得税より大きくなり、所得税から控除しきれなくなる場合があります。平成11年から平成18年までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれない額がある場合は、申告することで、翌年度の住民税の所得割額から控除できる調整措置が設けられました。

**【対象者】** 次の①または②の方

- ① 税源移譲により所得税額が減少した結果、住宅ローン控除限度額が所得税額より大きくなり、控除しきれなくなった方
- ② 住宅ローン控除限度額が所得税額より大きく、税源移譲前でも控除しきれなかったが、税源移譲により控除しきれない額が大きくなった方

**【計算方法】**

$$\text{控除額} = \left[ \begin{array}{l} \text{次の①、②のいずれか少ない額} \\ \text{①前年分の所得税の住宅ローン控除限度額} \\ \text{②税源移譲前の税率で算出した前年分の所得額（住宅ローン控除前）} \end{array} \right] - \left[ \begin{array}{l} \text{税源移譲後の税率で算出した} \\ \text{前年分の所得税額} \\ \text{（住宅ローン控除前）} \end{array} \right]$$

**【手続き】** 毎年3月15日（平成20年は3月17日）までに申告してください。

**【申告先】** 確定申告をされる方：税務署に確定申告書とともに「税額控除申告書」を提出してください。  
確定申告をされない方：その年の1月1日現在お住まいの市町村に、源泉徴収票を添付して「税額控除申告書」を提出してください。

※申告に基づく減額措置です。くれぐれも申告を忘れないようご注意ください。

## 年度間の所得変動に伴う調整（減額）措置について（平成20年度のみ適用）

平成18年に所得税が課税されていた方が、退職等の理由により、平成19年には所得税が課税されなくなった場合、平成19年度分の住民税（平成18年中の所得で計算）で税負担が増えた分を、平成19年度分の所得税で調整することができなくなってしまいます。

このため、このような方に対して、平成19年度分の住民税を税源移譲前の住民税額まで減額する調整措置が設けられました。

**【対象者】** 次の①と②を満たす方

- ①平成19年度住民税の課税所得金額  
（申告分離課税分を除く）> 所得税との人的控除額の差の合計額
- ②平成20年度住民税の課税所得金額  
（申告分離課税分を含む）≤ 所得税との人的控除額の差の合計額

※ 平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この措置は適用されません。

**【計算方法】** 平成19年度の個人住民税を税源移譲前の税率で計算し直して、その差額をお返しします。  
減額される額 = （平成19年度住民税の課税所得金額 × 税源移譲後の税率 - 調整控除） - （平成19年度住民税の課税所得金額 × 税源移譲前の税率）

**【手続き】** 平成20年7月1日から平成20年7月31日までの間に、平成19年1月1日現在お住まいの市町村に、「減額申告書」を提出してください。

※申告に基づく減額措置です。くれぐれも申告を忘れないようご注意ください。

お問い合わせ先 住民課 (☎63-0321)



**授乳・離乳  
支援ガイド**

少子化、核家族化などにより、母子を取り巻く社会の環境や生活は大きく変化し、育児不安が広がっています。このような現状に対応するために、最新の乳幼児栄養調査の結果をふまえて授乳・離乳支援ガイドが厚生労働省により新しく作られました。今回のガイドでは、以下に述べる点が大きく変わっています。

① 離乳の開始時期、終了時期が見直されて、離乳の開始時期が五ヶ月、六ヶ月と併記されて遅くなっています。また、離乳終了時期も十二〜十八ヶ月と期間に幅を持たせるようになっていきます。

② 食事の目安量が変更されて、月齢により一方的に増やすのではなく、一定の範囲であればよいという表記に替わっています。また、離乳初期、中期、後期といった細かい境界がなくなり、緩やかな分類となっています。

③ 離乳開始前に、ミルク以外の味やスプーンに慣れるために与えられていた果汁が、母乳・ミルクの量の減少をまねき、栄養学的意義がないとして、推奨されなくなりました。

また、離乳食での卵の使用頻度がますます下がっています。さらに、

低出生体重児の離乳指導、七〜八ヶ月児での鉄摂取不足への注意、手づかみ食への重要性なども言及されています。

新しいガイドでは、母子が「食事の量や内容」にこだわりすぎて、「食べなければ、食べさせなければ」という不安な気持ちにならないように、個々に違う赤ちゃんの発達と個性を尊重して、楽しく食事が出来るように「支援」することが強調されています。

赤ちゃんが和やかなスキンシップのなかで、楽しい食事を体験することで、生きる力を育んでくれることが期待されています。

奈良県医師会

**平成二十年度**

**奈良県立高等技術専門校**

**四月入校生募集について**

奈良県立高等技術専門校は、学校を卒業し新たに職業に就かれる方や、再就職を希望している方が、職業に必要な技術・技能を学ぶ、公共職業能力開発施設で、平成二十年度四月入校生を次のとおり募集しています。

**募集日程**

- 一 応募書類受付期間平成二十年一月二十八日(月)〜平成二十年二月二十二日(金)
- 二 入校試験日：平成二十年三月三

日(月)

三 合格発表：平成二十年三月十一日(火)

**募集内容**

- 募集科と定員ITシステム科(二十名)・家具工芸科(二十名)・建築科(二十名)・服飾ビジネス科(二十名)・オフィスビジネス科(二十名)・造園技術科(二十名)・ビルメンテナンス科(二十名)
- 訓練期間造園技術科のみ六ヶ月、以外の科は一年
- 募集対象

① 求職者及び平成二十年三月中学校、高等学校卒業見込みの者

② ITシステム科、家具工芸科は、高等学校卒業程度の学力を有する者

③ ビルメンテナンス科は、概ね四十歳以上の者

○ その他：詳細については、県立高等技術専門校又は最寄りのハローワークにお問合せください。

※ 県立高等技術専門校では、毎週水曜日に施設見学を実施しています。

奈良県立高等技術専門校  
〒六三六-0211

奈良県磯城郡三宅町石見四四〇

☎〇七四五-四四一〇五六五

FAX 〇七四五-四四一〇五七

URL <http://www.pref.nara.jp/shisetsu/koto/>

shisetsu/koto/

**てんいち先生**



## 任期制自衛官募集のご案内

▼募集種目 任期制自衛官《2等陸・海・空士》

▼受験資格 十八歳以上二十七歳未満の男子

▼受付期間 平成二十年二月十六日(土)まで

▼試験日 平成二十年二月十七日(日)

▼合格発表 2月中

▼その他 一任期 陸・二年 海・空・三年 二任期目以降は二年一任期

▼お問い合わせ

自衛隊五條地域事務所

☎〇七四七(二二)三七八九

### お詫びと訂正

広報(No.三七二号)五頁の写真説明で「委託状の交付」という記載につきまして、「委嘱状の交付」の間違いでした。ここに訂正しお詫び申し上げます。

## 善意銀行

金、100,000円

洞川 川北 澄生 様

(亡父 實様、供養として)

ありがとうございました



N.P.P.

## 駐在所だより

川合駐在所・洞川駐在所



1月

### ※スリップ事故注意!

天川村の各道路は、坂道・カーブの多い道ばかりです。2月には、雪が降り道路は凍結します。坂道やカーブの手前では、減速しましょう。又、道路に違法駐車するとドライバーの運転操作・ブレーキ操作ミスでスリップ事故が起き大変危険です。

村民の皆様、交通事故のない、やすらぎの天川村にご協力をお願いします。

### 【交通安全あなたが主役】

1. 飲酒運転は絶対やめましょう。  
飲酒運転は、自分だけでなく相手も巻き込んで重大な結果になる場合があります。人の命に関わることです。『飲んだら乗らない』これは常識です。
2. シートベルト・ヘルメットを着用しましょう。  
『めんどうだから』という理由で自分や家族の身を危険にさらすのはやめましょう。
3. スピードの出しすぎに注意しましょう。

### ※車の盗難に注意!

天川村広瀬 広瀬橋の下に軽四トラックが転落している事案がありました。軽四トラックについて調べたところ、十津川村で盗難に遭っていたことが判明し、被害の状況は、エンジンキーを付けたまま駐車中に被害に遭ったものでした。このように村内にも、不審者等が入ってきており、他人事ではありません。被害に遭わないように次の事項に注意して下さい。

- 車・単車等を駐車するときは、必ずエンジンキーを抜いてロックする。
- 外出時は、必ず戸締まりをし、近所への声掛けをしておく。
- 不審者を見かけたら、すぐに警察へ連絡して下さい。【緊急時は、110番へ】

### ※子ども犯罪被害から守ろう!

子どもに対する声かけ事案や変質者から子どもを守るために、地域ぐるみで見守り活動を行いましょう。

### ☆お知らせ

2月12日(火) 下市町の蛭子神社で祭りが行われるため、交通規制が実施され混雑が予想されます。規制について確認したい方は中吉野警察署・駐在所に連絡下さい。

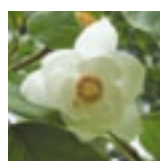
中吉野警察署	☎0747-53-0110
中吉野警察署川合駐在所	☎0747-63-0350
中吉野警察署洞川駐在所	☎0747-64-0350

# 幼稚園だより

## 心豊かにたくましく生きる子どもたち

### お正月遊び 楽しいね!

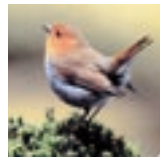
1月7日子ども達の元気な声とともに3学期がスタートしました。  
 冬休みの経験を基に、幼稚園ではお正月遊びに夢中の子ども達です。  
 凧揚げや羽つきでは、思いっきり身体を動かして楽しむ姿が見られます。すごろくやカルタやトランプなどは、グループでルールを守って遊ぶ楽しさを味わったり、文字や数字に興味を持つ良い機会になっています。  
 幼稚園では正月遊びを通して、伝承遊びの楽しさや色々なことに積極的に取り組もうとする態度を育てていきたいと考えています。



村の花  
オオヤマレンゲ



村の木  
杉



村の鳥  
コマドリ

## 川の国 木の国 天の国

**誰もが清らかで力強さのある流れのように**  
 ●スポーツに汗を流し、働く厳しさの中にも明日への希望と喜びを感じる村にしましょう。  
 ●自然と共に生き、豊かで活気みなぎる村にしましょう。

**誰もが天と地の恵みで育つように**  
 ●郷土の歴史から古きを学び、新しい文化を創造する村にしましょう。  
 ●共に学び語りあう、生涯学習の村にしましょう。

**誰もが満天に輝く星のように**  
 ●一人ひとりが光り輝き、互いの人権を確かめ、共に生きるあたたかい村にしましょう。  
 ●ふれあい、支えあい、楽しみあえる福祉の村にしましょう。

**天川村民憲章**  
 (平成10年1月1日制定)

私たちは、古い歴史と大自然の中で育まれた天川村民であることに誇りを持ち、一人ひとりが生きがいのある村づくりをするためこの憲章を制定します。

